平成 23 年 11 月 4 日

各　位

会 社 名　ビジネス・ワンホールディングス株式会社
代表社名　代表取締役社長　　尾﨑　朝樹
（コード番号　4827　Q－Board）
問合せ先　常務取締役業務本部長　池田　幹
電話番号　092-534-7210

特別損失の計上に関するお知らせ

当社は、平成 24 年３月期第２四半期連結累計期間において、下記のとおり特別損失を計上いたしましたのでお知らせいたします。

記

１．特別損失の内容

消費税等の仮払い納付に対する貸倒引当金繰入

当社は、ホライズンディベロップメント株式会社が滞納しておりました消費税等の第二次納税義務者であるという福岡国税局の見解から、当社に対する消費税等32,226千円の納付通知書を平成23年６月９日付けで受領しました。

これは当社が昨年同社と行いました販売用不動産の取引につき、当社に国税徴収法第39条の第二次納税義務が発生するとの当局の見解によるものであります。

当社資産の差押えを回避する目的により、納付通知に基づき平成23年６月28日に当該消費税等を納付しておりますが、当社としましては、これを不服とし平成23年８月５日付けで国税不服審判所に不服審査請求を行っております。

なお、当該消費税等は仮払金として流動資産のその他に含めております。

当第２四半期連結累計期間において当該仮払金については、同社に対する求償権に対して保全措置を講じるとともに、貸倒引当金16,000千円を計上しております。

これにより、当社の連結子会社である株式会社ビジネス・ワンにおいて計上されております貸倒引当金戻入益104千円と相殺いたしまして、当第２四半期連結累計期間の貸倒引当金繰入額は15,895千円となっております。

２．業績への影響

上記の特別損失は、本日発表の「平成 24 年３月期第２四半期決算短信」の財務諸表に反映されております。また、通期の業績予想への影響についてはありません。

以　上